

新型コロナウイルス感染症に係る県からのお知らせ
(茨城県新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長について)
(令和2年4月24日)

本日は、県立学校及び県立の特別支援学校、その他の県関係の学校について、休業期間の延長をお知らせしたいと思います。

5月6日まで、全県において県立高等学校や特別支援学校は休業を決めていたわけですが、現在の新型コロナウイルス感染の状況を考えますと、5月6日ゴールデンウィーク明けに直ちに学校を再開する状況にはないと判断いたしました。

従いまして、来月いっぱい、5月31日まで臨時休業を延長するということを決定させていただきました。

市町村立学校についても、これに準じた形で、5月31日までの臨時休業を続けていくよう、各市町村に対しては要請をさせていただいております。

この間、学校に登校できない中で、生徒の皆さんに対する健康観察や心のケア、或いは、学びの保証として分散登校による課題の確認、テスト、その他オンライン授業の活用、そういうものを充実させていくことによって、休業期間中であっても、しっかりと学習ができ、足りないながらも学校生活の一部を行うことができるような体制を充実させていきたいと考えております。

ぜひ皆様の、ご理解とご協力をお願いいたします。